

認定こども園〇〇〇園 平成00年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成:園長 □□□□)

平成00年4月1日現在

事業の目的		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。				保育理念(事業運営方針)		入園児童の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。また、各種の保育事業に取り組み、入園児童、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとします。					
教育・保育方針		「柗沢・坂崎保育メソッド」を中心に据え、「健康教育・遊びを通じた知育・芸術的感性」など豊かに生きるための基礎が身に付くようにします。また、「非認知的能力」・「主体的、対話的、深い学び(アクティブ・ラーニング)」を重視します。				園の教育・保育目標		からだとあたまを使って遊んで学べる子(日進) 思いやりのある子ども(感謝) 保幼小中一貫教育に鑑み、こども園の教育・保育で育む資質・能力を小学校につないでいきます。					
子どもの教育及び保育目標(学年の重点) (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)		乳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する	保育時間など		1号認定/基本保育時間 8:30~14:30(一時預り14:30~16:30) その他の一時預り 7:00~8:30&16:30~19:00 2・3号認定/基本保育時間 標準認定7:00~18:00 短時間認定8:30~16:30 延長保育時間 標準認定 18:00~19:00 短時間認定 7:00~8:30 16:30~19:00					
		1歳児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする	4歳児	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする			主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業		入園式/始業式/誕生会/健康診断/保育参観日/運動会/プール開き/七夕/お祭り&緑日/宿泊保育/ハロウィン/クラス懇談会/子育て講演会/祖父母参観日/秋の遠足/音楽発表会/職場懇問/おゆうぎ会/クリスマス会/豆まき会/個人面談/作品展/ひなまつり/給食試食会/卒園児を送る会/卒園式/卒園遠足/修了式			
		2歳児	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する	5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる								
■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標		■教育及び保育において育みたい資質・能力			■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿		■小学校との接続		■家庭との連携		■特に配慮すべき事項/発達との連続性と養護		
教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。		教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。			第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。		創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチカリキュラムの改善を図る。また、保幼小中一貫教育に鑑み、児童等との交流、教師の意見交換や合同研究の機会を図る。		園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。家庭調書等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便り、保育ドキュメンテーションによる保育の説明を丁寧に行う。		満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。		
教育及び保育の基本と目標		基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認こ法第9条の目標達成に努める											
■養護(保育教諭が行う事項)		年齢	乳児	1歳児(満1歳以上)	2歳児(満3歳含む)	3歳児	4歳児	5歳児	■小学校以上との接続に鑑みて 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。				
		生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上					
		情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ					
◎ねらい及び内容並びに配慮事項					(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)					■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目		■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱	
◎教育及び保育(園児が環境に関わって経験する事項)		(乳児)三つの視点	乳児保育	(満1-2歳児)5領域	1歳児(満1歳以上)保育	2歳児(満3歳未満)保育	(満3-5歳児)5領域	3歳児(満3歳以上)教育・保育	4歳児教育・保育				
※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。 ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。		健康やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲		ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 イ 気付いたことや、できるようになったことなどをを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
		身近な人と気持ち通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成			
		身近なものに関わり感性が育つ	●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現	環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ			
★健康支援/状態把握・増進・疾病対応		★食育の推進			★環境、衛生・安全管理			★災害への備え		◆子育ての支援		●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価	
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者) ●学校医園内点検		5領域との相関性を構築する。 ●ランチルームの活用 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●全園児へ炊き立てご飯の提供 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 ●クッキングの実施(5歳児教育及び祖父母参観) ●給食試食会の実施			●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ対応 ※年1回外部業者による点検及び園設備整備(自治体事業) ●警察署指導安全教室			●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消防署視察 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検(自治体事業) ●原子力災害		主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気づき、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育ての実践する力を継承につながるよう配慮する。		上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善するなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたってはよきや可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。	
情報公開等		●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員、運営協議会、学校評価委員会設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障がい児保育 ●病児対応保育 ●延長保育等				特色ある教育と保育		●法人主体の研修 ●柗沢・坂崎保育メソッド確認 ●モンテッソーリ教育推進 ●保幼小中一貫教育継続 ●ピラミッド教育の推進 ●多元的知的能力を育む5歳児教育(絵画、習字、体育、ALTIによる英語活動、地域学他)●絵本、音楽、身体を通じた表現活動					
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加		人的物的面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。英語活動も含んだ地域学推進とともに消防観開式、敬老会、成人式等の地域の行事に参加する(社会及び地域貢献)。				研修計画		●法人研修の継続 ●教育保育要領対応の園外、園内研修の継続 ●柗沢・坂崎保育メソッドによる園内研修及び新人研修 ●講師を招いての園内研修 ●先進地視察見学 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、モンテッソーリ教育研修、地域子育て支援研修等含む) ●処遇改善					
自己評価等		●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●評価委員会による学校評価 ●こども園の評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得				幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆							